資料４

こどもまんなか実行計画 2024（抜粋）

令和６年５月 31 日こども政策推進会議決定

Ⅱ．こども施策に関する重要事項

１ ライフステージを通した重要事項

（４）こどもの貧困対策

（必要な支援の利用を促す取組）

地域におけるこども・若者支援のための体制整備

子ども・若者支援地域協議会の地方公共団体における整備を促進するとともに、要保護児童対策地域協議会との連携を含めた機能向上等に向けた取組を推進する。【こども家庭庁】

虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援の充実

親からの虐待や貧困家庭であることに起因して孤立し、生活困窮や心身の不調等の様々な困難に直面する学生等に対し、生活援助物資をアウトリーチ型で届けることをきっかけとして、更なる相談支援につなげる取組を実施する。【こども家庭庁】

アウトリーチ支援・宅食事業による見守り体制の強化

市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、こども宅食等の支援を行う民間団体等を含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する。【こども家庭庁】

（６）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

（こども家庭センターの整備及び家庭支援の推進）

こども家庭センターの体制整備

虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての包括的な相談支援体制の強化を図るため、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機能を有する機関であるこども家庭センターの整備を促進する。また、こども家庭センターが、妊産婦、子育て家庭のSOSを受けとめるとともに、ヤングケアラーや保護者の思想信条等を背景とする等、自覚しづらく支援を求めづらい状況にあるこども等のSOSを、こどもと日々の接点を有する学校等の関係機関の目を通して着実に把握し、自立支援等を含め必要な支援を届けるための相談対応体制を整備する。具体的には、こども家庭センターにおいて、学校や精神科医療機関、妊産婦等生活援助事業等の各種機関や事業と連携して個々の家庭の状況等に応じたサポートプランを作成し、家庭支援事業等の支援につなげる。【こども家

庭庁】

家庭支援事業の推進

子育ての負担を軽減し、子育て世帯やこどもの孤立を防ぎ、児童虐待を未然に防止するため、令和4年改正児童福祉法において新設した子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業や、レスパイトケア等を目的とした親子入所を可能とした子育て短期支援事業を含めた家庭支援事業について、市町村における計画的な事業実施体制の整備が進むよう、国としても必要な支援を推進する。【こども家庭庁】

（一時保護所の環境改善及び孤立したこども・若者への支援）

一時保護施設の環境改善に向けた設備・運営基準の策定・個別ケアの推進等

令和4年改正児童福祉法に基づき、令和6年度から新たに一時保護施設の設備運営基準を策定し、こどもの権利擁護や個別的なケアを推進するための職員配置基準等、一時保護施設の質を担保するための事項について規定することで、一時保護施設の環境改善を進める。また、こどもの状況等に応じた個別ケアを推進するため、一時保護施設における小規模ユニットケアの推進、一時保護委託先の開拓及び委託先への心理面でのサポートを行う。【こども家庭庁】

こどもの権利擁護の推進

令和4年改正児童福祉法に基づき令和6年度から児童相談所長等による意見聴取等措置が義務化されるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備が都道府県等の業務として位置付けられ、意見表明等支援事業も創設されることから、令和5年度に作成した運用マニュアル等の周知により適切な運用の徹底を図るとともに、こどもの権利擁護に取り組む都道府県等への支援を推進する。【こども家庭庁】

虐待等により家庭から孤立したこども・若者の居場所の整備

親からの虐待等に苦しみ、安心・安全な居場所や様々な支援を求める 10 代～20 代のこども・若者が、そのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる居場所（こども若者シェルター）を整備する。【こども家庭庁】

一時保護時の司法審査の円滑な導入

一時保護の適正性や手続の透明性の確保のため、令和4年改正児童福祉法に基づき一時保護開始時の司法審査が導入されることから、児童相談所における対応マニュアルの作成・周知等により、制度の円滑な導入及び実施に向けて取り組む。【こども家庭庁】

（親子関係の再構築支援）

親子関係の再構築支援の推進

令和4年改正児童福祉法に基づき令和6年度から親子再統合支援事業が都道府県等の事業として創設されたことを踏まえ、令和5年度に作成したガイドラインの周知を図るとともに、親子関係の修復や再構築のための親子関係再構築支援の取組を行う都道府県等に対する支援を推進する。【こども家庭庁】

（性被害の被害者等となったこどもからの事情聴取）

性被害の被害者等となったこどもからの聴取における関係機関の連携強化と能力向上

検察庁、警察、児童相談所等の関係機関の連携を強化し、被害者等となったこどもからの事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行う取組を刑事訴追が想定される等必要な場合は全国の現場で着実に連携が図られるように、国として支援を行っていくとともに、事情聴取に際しては、こどもが精神的負担を感じにくい聴取の場所、回数、方法等に配慮するなどの取組を継続して推進する。また、被害者等となったこどもの精神的負担に十分に配慮した適切な聴取を行うことができるよう、諸外国の参考となる取組等も踏まえた被害事実の聴取に係る高い専門性を有する人材の養成など能力向上を図る。【こども家庭庁、法務省、警察庁】

（こども家庭福祉分野に携わる人材の確保・育成支援）

こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進

資格取得のための研修等に参加する場合の受講費用等の補助や、児童相談所、市区町村相談支援部門等に資格を有する者を配置する場合の財政支援を行うとともに、施行状況の実態把握を進める。【こども家庭庁】

児童相談所の体制強化

新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン（令和4年 12 月 15 日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）に基づき、令和6年度までに児童福祉司を 1,060 人程度、令和8年度までに児童心理司を 950 人程度増員する。【こども家庭庁】

全国の児童相談所における採用・人材育成・定着支援に向けた仕組みを構築し、事業実施を推進する。【こども家庭庁】

業務効率化のためのICT化推進

児童相談所の職員が外出先から相談システムへのアクセスを可能とする等のシステムの高度化等児童相談所等における業務軽減に向けたICT化を行うとともに、児童虐待事案への迅速・的確な対応のため、児童相談所と警察とで必要な情報提供を図るシステムを構築する。【こども家庭庁】

（社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援）

こどもの権利擁護の推進【再掲】

児童相談所におけるケースマネージメント体制の構築

こどもの最善の利益を実現するために、児童相談所が家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づいたケースマネージメントを徹底できるよう、必要な体制構築に向けた取組を推進する。【こども家庭庁】

（ヤングケアラーへの支援）

ヤングケアラーの実態把握、支援体制の構築及び社会的認知度向上のための広報啓発

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であり、表面化しにくい構造であること等を踏まえ、地方公共団体における実態把握を推進する。【こども家庭庁】

ヤングケアラーを様々な支援に結び付けるコーディネーターの配置等、地方公共団体における支援窓口の設置を推進する。【こども家庭庁】

子ども・若者育成支援推進法において、ヤングケアラーを関係機関等が各種支援に努めるべき対象として法律上明記し、こうした対応を通じて、地方公共団体における取組のばらつきを解消し、支援の普及を図る。【こども家庭庁】

ヤングケアラーについて理解を深めるため、必要な広報その他啓発活動を行う。令和6年度までの「集中取組期間」には、特に重点的な広報啓発を行う。【こども家庭庁】

こども家庭センターの体制整備【再掲】

２ ライフステージ別の重要事項

（１）こどもの誕生前から幼児期まで

（妊産婦から子育て期を通じた切れ目のない支援の提供）

こども家庭センターの体制整備【再掲】

（３）青年期

（悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実）

相談体制の充実

こども・若者育成支援に関する地域住民からの様々な相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点である子ども・若者総合相談センターについて、地方

公共団体における設置促進・機能向上等を推進する。【こども家庭庁】

３　子育て当事者への支援に関する重要事項
（２）地域子育て支援、家庭教育支援

（地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進）

地域子ども・子育て支援事業の推進
　子育てについての相談や情報提供を行うほか、教育・保育施設等を円滑に利用することができるよう支援を行う「地域子育て支援拠点事業」や「利用者支援事業」を着実に実施する。そのほか、家庭支援事業を含む子ども・子育て支援法の「地域子ども・子育て支援事業」を着実に実施する。【こども家庭庁】

こども家庭センターの体制整備【再掲】

体罰等によらない子育てのための広報啓発
　体罰等によらない子育てが応援される社会づくりを進めるため、必要な広報その他啓発活動を行う。【こども家庭庁】

Ⅲ　こども政策を推進するために必要な事項
２　こども施策の共通の基盤となる取組
（２）こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

（こども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上）

児童相談所の体制強化【再掲】

（こどもや家庭に関わる職員などに対するメンタルケア）

児童相談所職員のメンタルケアについて
　児童相談所がこどもを守るための本来の機能を十分に発揮できるよう各児童相談所における個別面談等を通じて燃え尽き等を防止するための定着支援アドバイザー（心理職等）の配置を支援する。【こども家庭庁】

（３）地域における包括的な支援体制の構築・強化

（関係機関・団体のネットワークの構築）

地域におけるこども・若者支援のための体制整備【再掲】

（こども・若者や子育て当事者の相談支援）

こども家庭センターの体制整備【再掲】